

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発及び先端的低炭素化開発を除く。）  
の実施に関する規則（抜粋）

（平成15年10月1日平成15年規則第73号）  
改正（令和2年3月27日令和2年規則第49号）

#### 第4章 事業の評価

##### 第1節 事業における研究領域及び研究課題に係る評価

###### 第1款 通則

###### （評価における利害関係者の排除等）

第77条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、被評価者の利害関係者が加わらないようにするものとする。

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被評価者と親族関係にある者
- (2) 被評価者と大学、独立行政法人等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者
- (3) 被評価者と緊密な共同研究を行う者  
(例えは、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- (4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- (5) 被評価者の研究課題と直接的な競争関係にある者
- (6) その他機構が被評価者の利害関係者であると判断した者

###### （評価の実施時期）

第81条 評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

###### (2) 中間評価

研究予定期間が5年以上を有する研究について、研究開始後、3年ごとを目安として実施する。なお、5年未満の研究についても、評価実施主体の方針に基づき中間評価を実施することができる。ただし、研究予定期間が5年程度で研究終了前に事後評価の実施が予定される研究課題及び総括実施型研究における研究領域(以下この款において「研究課題等」という。)については、研究課題等の性格、内容、規模等に応じて、研究開発計画等の重要な変更の必要が無い場合には、評価実施主体が毎年度の実績報告等により適切に進行管理を行い、中間評価の実施は必ずしも要しない。

###### (3) 事後評価

研究の特性や発展段階に応じて、研究終了後できるだけ早い時期又は研究終了前の適切な時期に実施する。

## (事後評価)

第88条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

### (1) 事後評価の目的

研究課題等の研究目的の達成状況、研究実施状況、波及効果等を明らかにし、今後の研究成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

### (2) 評価項目及び基準

ア 研究課題等の研究目的の達成状況

イ 研究実施体制及び研究費執行状況

ウ 研究成果の科学技術及び社会・経済への波及効果(今後の見込みを含む。)

エ 相手機関との研究交流状況(外国の研究機関等と共同して研究を実施するものに限る。)

なお、上記アからエの具体的基準については、事後評価の目的を踏まえ、評価実施主体が定める。

### (3) 評価者

ア 公募型研究

公募型研究においては、研究総括が、研究総括補佐、領域アドバイザー及び必要に応じて機構が選任する外部の専門家の協力を得て行う。

イ 総括実施型研究

総括実施型研究においては、研究領域又は研究課題毎に、ERATO運営・評価委員会又は機構が選任する外部の専門家が行う。

なお、上記ア及びイについては、必要に応じて海外の研究者や専門家に評価への参画を求める。

また、イの総括実施型研究においては、必要に応じてパネルオフィサーの意見を聞くことができる。

### (4) 評価の手続き

研究課題等毎に、評価者が、被評価者からの報告、被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

以上